

杉並区産業振興計画改定 答申素案（修正案）

令和 4 年（2022 年）月

杉並区産業振興審議会

(注) 本文中の下線は、第2回計画改定検討部会の素案から修正した部分です。

はじめに

区は、平成24年（2012年）3月に策定した杉並区基本構想（10年ビジョン）で示す将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向け、産業振興分野における区と産業関係者の共通の指針として、平成25年度（2013年度）からの9か年を計画期間とした新たな杉並区産業振興計画を策定した。その後、総合計画・実行計画の改定内容との整合性を図るとともに、平成27年（2015年）4月に施行された都市農業振興基本法に定める地方計画を包含するため、平成31年（2019年）4月に杉並区産業振興計画を改定した。

この杉並区産業振興計画に基づき、区は、「地域にぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興」を基本指針とし、産業振興の基盤整備に向けて将来を見据えた5つの目標を定め、区と産業関係者が連携・協働しつつ、各種の取組を進めてきた。

近年、日本経済は穏やかな回復基調にあったものの、令和2年（2020年）3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大きな打撃を受けた。区の産業も例外ではなく、多くの事業者が売上の減少など厳しい経営状態に見舞われている。また、コロナ禍に伴うデジタル社会への変革の加速化は、人々の価値観や暮らしのものにも大きな影響をもたらしてきている。

こうした中、区では、概ね10年程度を見据えた新たな杉並区基本構想を令和3年（2021年）10月に策定し、これを実現するための道筋となる新たな総合計画・実行計画等の策定に向けた取組を進めているところである。

これらの経過等を踏まえ、令和3年（2021年）6月30日に杉並区長から本審議会に対し、杉並区産業振興計画の改定に関して、必要な事項を調査審議し、答申するよう諮問された。

本審議会では、計画改定検討部会を設置し、現行の杉並区産業振興計画に基づく取組の状況や令和2年度（2020年度）に区が実施した杉並区産業実態調査により明らかとなった現状と課題等を踏まえ、今後の取組の方向性等について鋭意検討を重ねた上で、次のとおり答申をまとめた。区に対しては、本答申を最大限尊重していただき、今後10年程度を展望した杉並区産業振興計画の改定を図るよう望むものである。

計画改定に当たっての意見

杉並区産業振興計画の改定に当たって、区から示された次の「基本的事項」を踏まえ、以下のとおり、本審議会の意見を述べる。

【基本的事項】

(1) 計画の位置付け

- 新たな杉並区基本構想が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて、産業振興分野における目標、基本的な方向性、取組内容等を明らかにし、区と産業関係者の共通の指針となる計画とする。
- 令和 2 年度（2020 年度）に実施した産業実態調査の結果等を踏まえ、現計画の取組成果と課題を明らかにし、社会経済環境の変化に的確に対応した計画とする。
- 都市農業振興基本法に定める地方計画を包含した計画とする。

(2) 計画期間

- 新たに策定される杉並区総合計画との整合性を図るため、計画期間は令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 9 年間とする。
- なお、今後の杉並区総合計画等の改定に合わせて、所要の見直しを行う。

1 計画の体系について

(1) 目標

- 新たな杉並区基本構想で描いた、地域産業に関する取組の方向性「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」を、計画全体の目標とする。

(2) 取組の方向性

- (1) の目標を実現するための取組について、以下のとおり、分野別に「取組の方向性」を示し、総合的かつわかりやすい構成とするとともに、取組内容の関連性を考慮した順序により体系化する。

分野	取組の方向性
【1】中小企業	中小企業の経営力強化と創業の促進
【2】就労	就労支援と多様な働き方の推進
【3】商店街	地域に根ざした商店街の活性化
【4】観光・アニメ	杉並の魅力を生かしたにぎわいの創出
【5】農業	多面的な機能を有する都市農業の保全

(3) 指標

- 計画の指標設定に当たっては、新たな総合計画・実行計画等との整合性を図るとともに、取組の進捗度を示すものとして適当で、かつ定期的・継続的に把握することのできる指標を設定すべきである。
- 特に、現在採用している国の経済センサスを用いた指標については、調査年次が不定期であり、経年変化を適切に把握しにくいことから、これに替わる新たな指標を設定する必要がある。

2 各分野における取組について

【1】中小企業分野

《現状とこれまでの取組》

○中小企業の経営基盤の強化に関する取組

区は、産業振興センターでの商工相談に加えて、平成 25 年度（2013 年度）から阿佐谷図書館において月 1 回中小企業診断士による経営相談会を実施し、中小企業の販売促進・資金繰り・労務等経営に関する相談に応じている。また、平成 27 年度（2015 年度）に区の中小企業資金融資あっせん制度を種類や利率等の改定により見直し・拡充したほか、平成 30 年度（2018 年度）には小規模企業小口資金や創業支援資金の限度額引上げ等を実施するなど、中小企業の資金繰り、資金調達への支援を充実させてきた。

しかし、令和 2 年（2020 年）3 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大による急激な社会経済環境の変化により、中小企業の経営は大きな打撃を受け、「令和 2 年度杉並区産業実態調査」によると、3 年前と比較して、50.4% の事業者で売上高が減少しているとともに、令和元年度（2019 年度）の 4~9 月と令和 2 年度（2020 年度）の同時期を比較した場合、62.1% の事業者で売上高が減少している。特に、「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」でそれぞれ 88.0%、83.7% と高くなっている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、業績の悪化が深刻となっている。このため、区は、令和 2 年（2020 年）3 月に新型コロナウイルス感染症対策特例資金を創設し、その時々の状況に応じて申込期間の延長や融資限度額の引き上げ等を行うとともに、店舗家賃負担助成や環境整備支援助成のほか、事業転換等を支援する新ビジネススタイル事業導入助成などの取組を適宜実施し、売上が減少した中小事業者の支援に努めている。

○創業促進に関する取組

近年、創業のあり方は多様化しており、副業創業や家事の隙間時間にインターネットなどを通じて小規模に商売する人も増えている。また、「2020 年度新規開業実態調査」（日本政策金融公庫総合研究所）によると、創業者に占める女性の割合は 21.4% と過去最高となっている。創業時の課題としては、「資金繰

り、「資金調達」や「顧客・販路の開拓」のほか、「従業員の確保」「従業員教育、人材育成」などが挙げられる。

区は、平成 26 年（2014 年）10 月より産業競争力強化法に定める国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、産業団体や金融機関とともに、創業セミナー、商工・創業相談などの特定創業支援等事業を実施している。この事業による支援を受けた創業者は登録免許税の軽減等の優遇措置の適用や、中小企業資金融資あっせん制度において、低利での融資あっせんを受けている。また、中小企業融資あっせん制度の創業支援資金について、平成 30 年度（2018 年度）に限度額を 1,500 万円から 2,000 万円に引き上げ、令和元年度（2019 年度）には表面利率を 2.0% から 1.8% に引き下げるとともに、都の信用保証料補助の併用を可能とした。

なお、平成 14 年度（2002 年度）から創業支援施設である阿佐谷キック・オフ／オフィスを運営してきたところであるが、近年、区内で民間事業者によるコワーキングスペースやシェアオフィスなどの設置が進んでおり、令和 4 年（2022 年）2 月末をもって廃止することとなっている。

○産業団体と区との連携による区内産業活性化への取組

産業団体と区との連携による取組として、平成 25 年度（2013 年度）から「すぎなみフェスタ」と同時開催している「産業フェア」や、平成 28 年度（2016 年度）創刊の区内産業情報誌「すぎなみ産」などにより、区内事業者や区内産業の魅力を周知・PR してきた。

また、平成 25 年度（2013 年度）から産業団体と区が連携して異業種交流会を開催することにより、区内外における事業者間の交流の場を提供し、ビジネスチャンスにつながる事業の拡大・発展を図っている。

○中小企業勤労者福祉事業に関する取組

区では、平成 24 年度（2012 年度）から区内中小企業勤労者に対して勤労者福祉事業（ジョイフル杉並）を実施してきたが、より効率的な運営とサービスの向上を目指すために、平成 26 年度（2014 年度）から杉並区行財政改革計画に基づき、同事業のあり方の検討を進めてきた。そして、平成 30 年度（2018 年度）に、豊島区、北区、荒川区の 3 区の共同運営による一般社団法人東京城北勤労者サービスセンターと区の勤労者福祉事業を統合し、4 区により一般社団法人東京広域勤労者サービスセンター「フレンドリーゲンキ」を運営することとした。区内会員数、事業所数は、平成 30 年度（2018 年度）末時点で、それぞれ 2,233 人、727 所であったが、令和 2 年度（2020 年度）末では 2,018 人、635 所と減少している。

《今後の課題・意見》

○アフターコロナの中小企業に対する中長期的な支援

中小企業にもたらす新型コロナウイルス感染症拡大の影響は中長期的に続いていることが想定される。特に、区の新型コロナウイルス感染症対策特例資

金等を利用した中小企業においては、今後その返済が課題となってくる。引き続き、これまでの中小企業資金融資あっせん制度や商工相談について、継続するとともに、産業団体、金融機関及び区が連携し、創業や新たな事業展開、業態転換、事業の承継など様々な経営課題の解決に向けた中小事業者の取組について支援していく必要がある。

○急速に多様化する中小企業の課題への対応

デジタル技術の進展により、消費者のライフスタイルやニーズは多様化しつつ、その変化はこれまで以上に急速になってきている。中小企業がこうした時代の変化に対応できるよう、中小企業診断士等を通して商工相談やアドバイザー派遣による専門的な支援を実施していくとともに、大学や研究機関等との連携の推進などの取組が求められる。

また、事業主の高齢化や後継者不足などが進み、事業承継が喫緊の課題となっている中、従来の家族・親戚への承継といった枠組を超えて、M&Aなども視野に入れた事業承継への支援策について検討していく必要がある。

○地域にぎわいをもたらす創業への支援

区内創業者に対しては、これまでの特定創業支援等事業や中小企業資金融資あっせん制度による運転資金・設備資金への低利での融資の実施など支援の拡充とともに、様々な経営課題の解決に向けて商工相談やアドバイザー派遣の充実を図り、創業者が安定して事業が継続できるよう、創業前から創業後まで切れ目なく支援を行う必要がある。また、令和4年（2022年）2月末で阿佐谷キック・オフ／オフィスを廃止することから、商店街の活性化策などを含めた区内創業者への支援の充実が求められる。

○中小企業労働者福祉の拡充

一般財団法人東京広域労働者サービスセンター「フレンドリーげんき」の区内の会員数は減少傾向にあるため、区独自のサービスを拡充するとともに、周知・PR方法を工夫し、区と同センターで連携を図りながら会員数の増加に努めていく必要がある。

【2】就労分野

《現状とこれまでの取組》

○就労支援センターにおける雇用支援に関する取組

「就労支援センター」では、平成24年度（2012年度）の開設以来、区と厚生労働省東京労働局、新宿公共職業安定所（ハローワーク新宿）が雇用・産業施策等を一体的に実施するとともに、福祉関係部署とも連携し、幅広い世代の求職者へ伴走型の支援を行っている。開設当初は産業商工会館にて若者就労支援コーナーとハローワークコーナーのみの設置であったが、平成25年度（2013年度）には、ジョブトレーニング室（現：ジョブトレーニングコーナー）を開

設したほか、平成 26 年度（2014 年度）には、あんさんぶる荻窪への移転に伴い、生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション）との連携を強化した。さらに、平成 30 年度（2018 年度）にはウェルファーム杉並への移転に伴い、ワークルームの設置や各相談窓口の同一フロア配置により利便性を向上させるなど、就労支援センターにおける取組を拡充してきた。

就労に困難を抱える方を対象とした就労準備相談・心としごとの相談利用人数は、近年の日本経済の緩やかな回復基調を受けて、平成 27 年度（2015 年度）の 2,022 人をピークに減少傾向にあった。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年（2020 年）の都の年平均完全失業率が前年比 0.8 ポイント増の 3.1% に上昇すると、令和 2 年度（2020 年度）の就労準備相談・心としごとの相談利用人数は前年度比で 21% 増の 1,821 人となり、就労準備相談等から就職に至った人数についても、前年度比で 52% 増の 175 人となった。

○区内事業者と求職者とのマッチングに関する取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、雇用情勢が悪化している一方で、保育需要の高まりや超高齢社会により、保育や介護等の福祉分野で深刻な人手不足が続いている。区では、平成 27 年度（2015 年度）から中野区やハローワーク新宿と連携して、「杉並区・中野区保育のおしごと就職相談・面接会」を開催し、当該分野の合同就職相談及び面接会を実施し、人材を必要としている区内事業者と求職者をつなげてきた。

また、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」では、平成 28 年度（2016 年度）から保育分野に特化したサイトを開設したほか、令和 2 年度（2020 年度）には新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業者等に向けて、特別求人（「急募」「日払い」等）の検索システムを構築し、区内事業者の人手不足の解消と求職者の早期就職・収入確保に努めている。

○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

平成 21 年（2009 年）の次世代育成支援対策推進法の改正により、常時雇用する従業員が 101 人以上の企業には、同法に基づく一般事業主行動計画を策定し、一般への公表、従業員への周知、都道府県労働局への届出を行うことが義務付けられている。また、常時雇用する従業員が 100 人以下の企業についても努力義務が課せられており、従業員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取組を広く求められることになった

この間、区では、健康増進やメンタルヘルス等に関するセミナー・イベントなどを実施するほか、都との共催等により、事業者や勤労者を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを開催するなど、各種情報提供や学習機会の確保に努め、勤労者的心とからだの健康づくりを継続して支援している。

《今後の課題・意見》

○就職に困難を抱える方への支援

就労支援センターにおける伴走型の支援により、様々な課題を抱える人たちの就職につながっている。今後も、コロナ禍による影響等を踏まえた上で、関係部署と連携しながら多様な就労ニーズに応じたきめ細やかな就労支援を継続していくとともに、就労に様々な困難を抱える人たちが安心して働くことのできる場の開拓が求められる。

○区内事業者と求職者とのマッチングに関する継続的な取組

複数の区内事業者による交流・説明会や合同就職面接会は、求職者と区内事業者を直接結び付けることで、区内での雇用促進を図ることができるとともに、区内産業の活性化につながっていくことから、今後も継続的な取組が求められる。

○ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組

令和元年(2019年)の「女性活躍推進法」の改正により、これまで努力義務とされていた「常時雇用する労働者が101人以上300人以下」の事業主についても、令和4年(2022年)4月から同法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化され、働きたい女性の個性と能力を発揮できる労働環境が広く求められることとなった。

誰もが健康で働き続けられるよう、引き続き勤労者に向けた心とからだの健康づくり等を支援していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性に対する事業者の認識を深めていくため、関連制度や実践方法等の情報を事業者へ提供する取組を充実することが求められる。

【3】商店街分野

《現状とこれまでの取組》

○地域活性化の核となる商店街づくりに関する取組

第53回区民意向調査によると、商店街が必要な理由として「なくなると買い物が不自由になる」(43.0%)に次いで、34.2%の区民が「まちのにぎわいのために必要」と回答している。

区では、平成24年度(2012年度)から「新・元気を出せ商店街事業」等を中心として、また平成30年度(2018年度)からは「新・元気を出せ商店街事業」を継承した「商店街チャレンジ戦略支援事業」や地域団体との連携による「地域連携型商店街事業」等により、まちのにぎわいに資する商店街のイベント事業を支援してきた。

なお、平成30年度(2018年度)には、約120件のイベント事業について支援を行ったが、令和2年(2020年)3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くのイベント事業が中止を余儀なくされており、令和2年度

(2020 年度) のイベント事業への支援は約 40 件にとどまっている。

○安全・安心な生活拠点としての商店街づくりに関する取組

「令和 2 年度杉並区産業実態調査」によると、区民が商店街に望むものとして、「商店街だけで買い物が済むような日用品の品揃え」(61.6%)、「歩いて楽しい演出」(31.6%) に次いで、28.1%の区民が「安全・安心に配慮した設備・対応」を挙げている。「安全・安心に配慮した設備・対応」と回答した区民の割合は、前回調査（平成 29 年度（2017 年度））と比べて、10 ポイント増えている。

区は、平成 16 年度（2004 年度）から商店街の防犯カメラの設置等に対して補助を開始し、令和 2 年度（2020 年度）末までに累計 662 台の防犯カメラが設置され、地域の防犯対策に寄与してきた。今後、防犯カメラについては、耐用年数の経過による更新へのニーズが増える見込である。

また、環境に配慮した商店街づくりとして、区は、平成 21 年度（2009 年度）から装飾灯の LED 化整備への補助を開始し、令和 2 年度（2020 年度）末現在で LED 化された装飾灯は累計 3,779 本、LED 化率は 98.7% となった。

○商店街の経営力・組織力強化に関する取組

商店会数は平成 26 年度（2014 年度）以降 130 前後で推移しているが、「令和元年度東京都商店街実態調査」によると、商店会役員の約 3 分の 2 が 60 歳以上となっており、商店会役員の高齢化が進んでいる。

また、大型店の進出やチェーン店の増加のほか、インターネットショッピングやキャッシュレス決済の普及など、商店街を取り巻く環境は大きく変化している。「令和 2 年度杉並区産業実態調査」によると、インターネットショッピングを利用する区民の割合は 76.1% であり、特に 40 歳代以下の利用は 90% 以上となっている。さらに、キャッシュレス決済の種類は多様化しており、区民の 81.6%がクレジットカードを利用しているほか、交通系電子マネー、二次元コード・バーコード決済の利用も、それぞれ 66.4%、29.2% となっている。

区では、商店街を取り巻く環境の変化等に対応できる経営や組織づくりを支援するため、平成 16 年度（2004 年度）から中小企業診断士や消費生活アドバイザーなど幅広い分野の知見を持つ専門家を商店街に派遣する「商店街アドバイザー派遣事業」を実施しており、令和 2 年度（2020 年度）までに延べ約 70 商店会へアドバイザーの派遣を行った。

《今後の課題・意見》

○地域にぎわいをもたらす商店街づくり

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより大きな影響を受けた商店街について、にぎわいを取り戻すため一層の取組の強化が求められる。地域団体等と連携したイベント実施への補助など、引き続き、商店街のニーズに合った支援策を展開するとともに、活動力の低下している商店街などに対する新たなモデルとなる取組を行いつつ、今後の支援のあり方を検討していく必要がある。

○快適に買い物ができる商店街の環境整備

老朽化したアーケードやカラー舗装などをはじめとする商店街施設の改修等に対して適切な支援を行っていくとともに、商店街の各店舗が障害者や高齢者、小さな子ども連れの方などに配慮した対応を図るなど、ハード・ソフトの両面を通じて快適な買い物環境を整備していくことが重要である。また、安全・安心で環境にやさしい商店街の形成に向けて、防犯カメラやLED装飾灯などの設置（耐用年数の経過による更新を含む。）や維持管理を着実に行っていくための継続した支援が求められる。

○商店街の後継者不足への対応

商店会役員の高齢化が進んでおり、後継者不足の解消が喫緊の課題となっている中、例えば、創業促進策により商店街への新たな人材の流入を図るなど、持続可能な商店街づくりに向けて若い世代の参画を促す取組が求められる。

○商店街の経営力強化

「商店街アドバイザー派遣事業」などにより、引き続き社会経済環境の変化に対応した商店街の経営力強化を図るとともに、商店街のデジタル化を推進するため、商店街の実情等に応じた取組を進めていく必要がある。

【4】観光・アニメ分野

《現状とこれまでの取組》

○杉並らしさを生かした来街者の誘致に関する取組

平成25年度（2013年度）から、区内産業団体、企業、NPO、区等が協働して、「中央線あるあるプロジェクト」を実施し、JR中央線4駅（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）を中心とした杉並の魅力をウェブサイトやSNS等により国内外へ発信している。中央線あるあるプロジェクトのFacebook「いいね」数は、平成25年度（2013年度）の開設から令和2年度（2020年度）末まで累計約9,900件となった。

また、平成18年度（2006年度）から運営している区公式ウェブサイト「すぎなみ学俱楽部」では、区民ライターが区の歴史や自然、ゆかりの人、食など、様々な魅力を紹介しており、令和2年度（2020年度）のページビュー数は10年前と比較すると1.7倍の約79万件となった。さらに、令和2年度（2020年度）には、「なみすけインスタグラム」の運用を開始し、写真を中心として杉並の魅力を発信している。

日本政府観光局（JNTO）の資料によると、日本を訪れた外国人旅行者は、令和元年（2019年）には3,180万人を超えており、令和2年（2020年）には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により更なる増加が見込まれていた。しかし、令和2年（2020年）に日本を訪れた外国人旅行者は、新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、約410万人と令和元年（2019年）

から約9割の減少となった。令和3年（2021年）においても、日本を訪れた外国人旅行者は上半期まで約9万6千人にとどまっており、令和2年（2020年）を更に下回るペースとなっている。こうした状況は、区の来街者誘致に向けた取組にも大きな影響を与えている。

○アニメを活用した事業に関する取組

「日本のアニメの歴史」から「これから日本のアニメ」までアニメ全般を総合的に紹介する施設として平成17年（2005年）に開館した杉並アニメーションミュージアムでは、この間、企画、展示及び情報発信の充実や多言語化などに取り組んできた。杉並アニメーションミュージアムの来館者数は、平成30年度（2018年度）には過去最高の69,674人となったが、令和元、2年度（2019、2020年度）の来館者数はそれぞれ54,304人、20,354人と、新型コロナウィルス感染症拡大の影響により大幅に減少した。

また、アニメ制作会社の集積地であるという杉並の地域特性を生かし、平成29年度（2017年度）から中野区・豊島区及び各区の産業団体と連携して、「アニメ・マンガフェス」などのイベント実施や広域的な情報発信に取り組んでいる。（なお、豊島区及び同区の産業団体との連携は、令和元年度（2019年度）から実施。）

《今後の課題・意見》

○魅力発信事業の充実

JR中央線4駅（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）周辺については、「中央線あるあるプロジェクト」などを通じて、引き続き効果的な魅力発信に取り組んでいくことが必要である。加えて、今後は西武新宿線や京王井の頭線沿線など他の地域においても、魅力あるイベントや各種史跡、特徴のある個店など様々な分野にわたる魅力を発信し、区内全域のにぎわい向上を図る取組が求められる。

また、区民の区への愛着心向上にもつながる「すぎなみ学俱楽部」の取組を充実していくことで、区民ならではの視点で区の様々な魅力を発信し、来街者の誘致を図っていくことが求められる。

さらに、杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」を活用して、更なる区の知名度向上や話題づくりに取り組むことも効果的である。

○アニメを活用したにぎわい創出の取組

杉並アニメーションミュージアムについては、地域のにぎわい創出や経済活性化を期待できる観光資源であることから、経済活性化などの効果をより高めるため、引き続き移転場所を検討するとともに、デジタルを活用した展示や企画内容の充実などにより、新型コロナウィルス感染症拡大の影響で減少した来館者数の回復につなげていく取組が求められる。

また、引き続き近隣自治体及び産業団体との連携により、イベントや広域的な情報発信等を実施し、「アニメのまち杉並」の地域ブランド力を更に向上させ

ることが求められる。

【5】農業分野

《現状とこれまでの取組》

○都市農地の保全に向けた取組

区では、従来から取り組んできた都市農地保全策や都市農業の振興策を踏まえた上で、平成 31 年（2019 年）4 月、都市農業振興基本法（平成 27 年（2015 年）4 月施行）に基づく区の地方計画を包含する計画として、杉並区産業振興計画を改定した。

同計画に基づいて区は、都市農地の保全を図るため、平成 26 年度（2014 年度）には、農業者に対して農業経営に必要な施設整備・物品購入等を支援する「杉並区営農活動支援補助制度」を創設し、7 年間で 170 件の補助を実施した。

また、平成 28 年度（2016 年度）には、自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善に意欲的に取り組む農業者を支援する「認定農業者制度」を創設して 5 年間で 23 名を認定するなど、農業の維持・継続支援の拡充をしてきた。しかしながら、高齢化や後継者不足等により農家戸数の減少が続いている。

（2021 年）4 月現在の区内の農家戸数は 127 戸で、平成 24 年（2012 年）4 月の 163 戸に比べて約 22% 減少した。区内の農地面積についても、令和 3 年（2021 年）4 月現在 38.61ha となり、平成 24 年（2012 年）4 月の面積 48.83ha に比べて約 21% 減少した。なお、「東京都農作物生産状況調査報告書」によると、令和元年（2019 年）産の区内農業産出額は 3 億 600 万円と、平成 22 年（2010 年）産の 3 億 4 千万円に比べて 10% 減少にとどまっている。

○地産地消に向けた取組

区内の農地では、少量多品目の農産物が生産されており、トマト、ダイコン、キャベツなど食卓に身近な野菜のほか花きなど様々な農産物が栽培されている。杉並産農産物は庭先販売が多くなっているが、このほか各種即売会や共同直販所による販売も行われており、区は、農産物直販マップや区公式ホームページ等を通じて、これらの販売情報の周知を図ってきた。「令和 2 年度杉並区産業実態調査」によると、「杉並産の野菜、果物や花などを購入したことがある」区民の割合は 46.6% であり、前回調査（平成 29 年度（2017 年度））の 36.5% に比べて約 10 ポイント増加している。

また、杉並産農産物の地産地消に向けた取組を推進するため、平成 26 年度（2014 年度）から、生産者や農業委員等をメンバーとする地産地消推進連絡会を開催し、平成 27 年度（2015 年度）に同連絡会の提案により杉並の農家の魅力を紹介する区内農業情報誌「杉並農人」を創刊した。

さらに、平成 20 年度（2008 年度）から杉並産野菜を区内小中学校の学校給食に使用する「地元野菜デー」や農家による訪問授業を実施しているほか、平成 29 年度（2017 年度）に開園した上井草二丁目団体利用農園では、専門家の

意見を伺いながら、学校給食向けの食材や「杉並らしさ」を生かした新作物について検討しており、江戸東京野菜「のらぼう菜」の普及などにも取り組んでいる。

○農業と福祉の連携（農福連携）に関する取組

都市農地の保全と都市農地が持つ多面的な機能を福祉分野において効果的に活用していくため、区は、平成31年度（2019年度）から23区で初となる農福連携農園の整備と試験的作付けを開始した。区民ボランティアによる農作物の栽培や障害者施設等への区画の貸出などにより、高齢者・障害者等のいきがい創出や健康増進などにつながる取組を実施している。なお、農福連携農園は管理棟の整備を終えて、令和3年（2021年）4月に全面開園し、愛称を「すぎのこ農園」とした。

○都市農業への理解を深める取組

「令和2年度杉並区産業実態調査」によると、区内の農地について、「貴重な緑地として保全してほしい」（71.3%）や「新鮮な農作物が食べられるので保全してほしい」（52.9%）など、保全を希望する区民の割合に比べて、「商業施設に変わってほしい」（3.5%）や「宅地に変わってほしい」（1.6%）といった他用途への転換を希望する区民の割合は極めて低い。また、「農業公園・体験農園・区民農園など農業を身近に学び楽しめる場となってほしい」と思う区民の割合は51.2%となっており、農業体験に関心を寄せている。

区では、区民農園の運営や農家が運営する農業体験農園への支援のほか、平成28年度（2016年度）に区内初となる農業公園「成田西ふれあい農業公園」、平成29年度（2017年度）に幼稚園・保育園など団体向けの収穫体験ができる農園「上井草二丁目団体利用農園」を開園した。令和3年度（2021年度）には23区初の取組となる「農福連携農園（愛称：すぎのこ農園）」を全面開園し、区民が農にふれあう場と機会を拡充している。また、「農業祭」や即売会などの開催により、杉並農業の魅力を広くPRし、区民に農業への理解促進を図っている。

《今後の課題・意見》

○都市農業の担い手の支援

都市農地を保全していくためには、農業の担い手の確保が喫緊の課題となっており、農業収益の向上を図り、生業として成り立つことが必要不可欠である。そのため、消費者に近く、少量多品目型という杉並における農業の特徴を最大限に生かして地産地消の取組を推進するほか、農業者、農業関係団体、近隣自治体と連携し、国や都に対して法改正や必要な支援制度の拡充などを働きかけていく必要がある。また、「生産緑地法」の改正や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」などの新たな農地保全制度の活用に向け、農業者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を図り、農地の有効活用につなげていく必要がある。

さらに、農業者に対する農業指導や新たな品種栽培の助言などを継続的に実施するとともに、デジタル技術の活用による農作業の省力化や農産物の高品質化についても情報収集及び研究を進めていく必要がある。

○都市農地の持つ多面的機能の発揮

都市農地は、新鮮な農産物の供給という役割のほか、災害時の防災空間、環境保全、良好な景観の形成、農業体験・学習や交流の場など多面的な機能を持っており、この機能の発揮に向けて、引き続き農業者や農業関係団体と区が連携して取り組んでいく必要がある。特に、農福連携農園においては、障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、若者等の就労支援などの継続した取組とともに、区民・地域と連携した活動により、都市農地の持つ多面的な機能をPRしていく必要がある。

3 計画の推進に向けて

(1) 事業者・産業団体・区との連携

事業者、産業団体及び区は、「杉並区産業振興基本条例」に基づき、それぞれの責務を果たしていくとともに、共通の認識を持って相互に協力し、区内産業のPRや区内消費拡大の推進などによる産業振興を図っていくことが重要である。

また、各産業団体においても、地域経済及びまちづくりに果たす役割を踏まえ、当該団体への加入促進及び基盤強化を図り、団体活動の促進及び活性化に取り組むことが求められる。

(2) 計画の進行管理

改定後の計画を着実に推進していくためには、目標達成に向けた事業の実施状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行う必要がある。そのため、杉並区産業振興審議会において定期的に計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、区内産業団体の意見を聴取しながら、計画の推進を図ることが適当である。